

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（982））
2. 日 時：平成30年5月25日 10時00分～12時00分
13時30分～20時20分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、関根技術研究調査官、土野技術参与

（検査グループ専門検査部門）

早川上席原子力専門検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他31名

東北電力株式会社：原子力部(原子力業務) 副長 他10名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他11名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他5名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 主任 他5名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力品質保証） マネージャー 他5名

電源開発株式会社：原子力技術部 品質保証室 担当 他5名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、5月22日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る要目表（火災防護設備、非常用電源設備）、基本設計方針、品証関係、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（本体、閉じ込め機能）、燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書並びに発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【要目表（火災防護設備、非常用電源設備）】

○火災区域・区画構造物のうち主要寸法を明記しない区域等について、設置許可申請書との整合性を整理して提示すること。

○常設代替高圧原電装置について、仕様が2種類あることから具体的な対応関係を整理するとともに、有効性評価上期待する台数が5台であることから6台目の規制上の位置づけを今までの審査会合等での議論も踏まえ整理すること。

○125V系蓄電池について、事象発生後8時間以降に切り離す具体的な負荷を整理するとともに、切り離して良い妥当性及び操作場所等について整理して維持すること。

【基本設計方針（原子炉冷却系統施設、原子炉格納施設）】

○技術基準規則第72条への適合性に関して、設置変更許可の審査を踏まえ、可搬型代替低圧電源車の負荷として常設代替低圧注水系ポンプが含まれることを整理し提示すること。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（本体、閉じ込め機能）】

○原子炉格納容器貫通部の核分裂生成物沈着による影響評価について、被ばく評価で用いている核分裂生成物グループの存在割合と同様な条件で評価しているのか説明すること。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書等関係】

○燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性確認のため実施する、水中の抗力測定試験について、試験の位置づけを明確にした上で、試験内容の詳細を説明すること。

【品質保証関係】

○電気事業法の手続きが必要な設備のリストを整理すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設【火災防護設備】）
- ・ 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち 火災防護設備（本文）
- ・ 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち 火災防護設備（添付書類（図面））
- ・ 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備 その他の電源装置（本文）
- ・ 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備 その他の電源装置（添付書類）
- ・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料 火災防護について
- ・ 様式－１の審査の進め方について
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）